

**新型コロナウイルス対応緊急支援助成
事業計画（実行団体）**

事業名(主)	居所喪失者への居住支援等の人材育成事業
事業名(副) ※任意	

入力数 主 19 字 副 0 字

実行団体名	特定非営利活動法人ワンファミリー仙台
資金分配団体名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域	分野
<input checked="" type="checkbox"/> 1) 子ども及び若者の支援に係る活動	<input type="checkbox"/> ①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	<input type="checkbox"/> ②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	<input checked="" type="checkbox"/> ③社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input checked="" type="checkbox"/> 2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	<input checked="" type="checkbox"/> ④働くことが困難な人への支援
	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
<input type="checkbox"/> 3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	<input type="checkbox"/> ⑥地域の働く場づくりの支援
	<input type="checkbox"/> ⑦安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

上記以外 その他の解決すべき社会の課題	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的課題である住宅確保要配慮者の住まいの課題解決を担う居住支援の専門家の人材育成支援
------------------------	---

入力数 43 字

SDGsとの関連

ゴール
_1.貧困をなくそう
_3.すべての人に健康と福祉を
_4.質の高い教育をみんなに
_10.人や国の不平等をなくそう
_16.平和と公正をすべての人に

実施時期	2021年3月 ～ 2022年2月	事業対象地域	全国 <input type="checkbox"/> 特定地域 <input checked="" type="checkbox"/> (宮城県内)	事業対象者： (事業で直接介入する対象者と、その他最終受益者を含む)	コロナ禍で失業・家庭不和等で居所を喪失した母子家庭の母子、寮付就労をされていて失業による居所を喪失した若者・氷河期世代・中高年者、外国人など	事業対象者人数	住まいに関する相談者300人 住まいの支援（サブリース等）提供者 25人
------	-------------------	--------	--	---------------------------------------	--	---------	---

1. 団体の社会的役割

(1) 申請団体の目的(200字以内)
路上生活者をはじめ生活困窮してしまった人など社会的弱者等に対する社会復帰のための支援事業、自然災害等における被災者・被災自治体等の支援及び心身等の障害又は高齢のため、日常生活に支障をきたしている障害者・高齢者等を対象にした支援事業、児童福祉法に基づく相談支援事業を行うことを目的としている。
(2) 申請団体の概要・事業内容等(200字以内)
2002年2月に任意団体として設立、同年4月から路上生活者とともにゴミを拾う事業を開始。その後、路上生活者等で自立を希望する者へ衣食住を提供するシェルター事業、自立生活をサポートする社会福祉住居施設の運営、罪を犯した人の更生支援事業としての自立準備ホームの運営、その他、障害者のグループホーム、相談支援事業等を実施している。また行政から地域生活定着支援センター事業、一時生活支援事業等を受託している。

入力数 (1) 145 字 (2) 200 字

II.事業の概要(300字以内)

コロナ禍で失業等により居所を喪失した人（他に夫によるDV・経済的問題による家庭不和・就労先の寮からの退去等）や居所喪失の恐れのある人に対する相談窓口を開設し、その人の個別の課題に応じた「住まいと住まい方（身体的機能、精神的状況、家族構成、年齢等に応じた住まいの斡旋等）の支援」と「必要な福祉的支援（介護認定申請支援・障害者制度活用のための申請支援・落ち着くまでの通院同行支援等）・ゆるやかな見守り等の支援」を提供しながら福祉的な就労支援から自立に向けたトレーニングも実施し、社会的課題になっている住宅確保要配慮者に対する一連の居住支援と個々の能力に応じた福祉的就労支援の専門家を育成する事業

入力数 295 字

III.事業内容

(1) 新型コロナウイルス感染症により深刻化した社会課題・解決しなければいけない具体的な問題(800字以内)

【本事業申請に至った社会課題】宮城県内において、1回目の緊急事態宣言（2020年4月25日）が発令されて以降、当法人では2021年1月末日現在、454件の相談が寄せられ、うち、住まいに関する相談が357件、そのなかから120名が当法人のシェルターに入居している（そのうち宮城県外からの移入者が28名である）。昨年度は1年間で相談が287件、うち住まいに関する相談が149件あり、そのなかの91名が当法人のシェルターを利用したことと比べて、今年度コロナ禍以降の支援ニーズが急増している。居所喪失者は不安定な雇用形態の仕事をしている20代～50代の男女が多く、家族とも疎遠で、連帯保証人や緊急連絡先になってくれる人もいないため住居確保が困難となっている。また次に多いのはコロナ禍の影響でDV等で家庭不和になるケースである。こちらも離婚や別居が前提で話がすすむなか、連帯保証人と緊急連絡先の確保ができず居所を借りられない状況の方が多い。ゆえに多くの居所を借りられない相談者に対し、課題解決のための①相談窓口の開設（以下、①相談事業）、②居所喪失者の個々の状況に応じ、法人が借上げ転賃をする支援付き住宅の確保（以下、②転賃事業）、③本課題を専門的に解決するための人材育成（以下、③人材育成事業）をはかり課題解決していく。

入力数 556 字

(2)事業実施後（1年後）以降に目標とする状態(200字以内)

【事業終了後の目標】本事業で確保した住まいと住まい方支援の事業運営維持、また居住支援等の専門家として育成された人材が資格等を取得し当法人の正職員として従事すること。

入力数 82 字

(3)今回の事業実施で達成される状態（アウトプット）	実施・到達状況の目安とする指標	把握方法	目標値/目標状態	目標達成時期
①相談事業については、県内に広く当法人の相談窓口が周知されること。②転賃事業については、助成金終了後のことを想定し、転賃物件が25室の入居率を100%にし、安定的経営基盤につなげること。③人材育成事業については、新規雇用するスタッフ5名が、1年後プロの居住支援の専門家として法人業務に貢献すること。	①相談事業の相談件数：年間300件以上②転賃事業については、25室の確保と25件の転賃契約を結ぶ。③人材育成事業については、新規雇用スタッフ・既存スタッフ共に全員（8名）が社会福祉主事任用資格の取得すること。また新規雇用スタッフと既存スタッフのなかから宅地建物取引士資格合格者を2名輩出すること。そして介護初任者研修については、新規雇用スタッフ全員が資格取得すること。	①相談窓口事業の相談件数は、当法人が使用しているクラウドシステムキントーンで管理。②転賃事業については、転賃契約の契約件数で把握。③人材育成事業については、各学校等への受講費用の領収書、受験票控えの提出（合格した場合は合格証の提出）と修了証の提出	①相談事業の相談件数：年間300件以上②転賃事業については、25室の確保と25件の転賃契約を結ぶ。③人材育成事業については、新規雇用スタッフ・既存スタッフ共に全員（8名）が社会福祉主事任用資格の取得すること。また新規雇用スタッフと既存スタッフのなかから宅地建物取引士資格合格者を2名輩出すること。そして介護初任者研修については、新規雇用スタッフ全員が資格取得すること。	全事業において、2022年2月28日

(4)活動

活動	時期
【本事業活動内容】本事業は大きく分けて3つの事業を実施する。1つ目は法人内に「（仮称）コロナ禍なんでも相談・居所支援窓口」を常設し、現状において困ったという人の相談に応じる（①相談事業）。2つ目は居所に困った対象者に対し、当法人で借上げた賃貸物件を敷金なし・礼金なし、連帯保証人なし、緊急連絡先なしの4なしの物件に入居してもらい、個々の状況に応じた課題を解決するとともに、提供する住まいにおいて、自立に向けた支援を実施する（②転賃事業）。3つ目は今回の事業を中心的に従事する職員はじめ新規で5名のコロナ禍で就職難に苦しむ新卒者又は失業者等を雇用し、1年間で居住支援等の専門家に育てあげる。具体的には、通常の業務のなかで先輩の職員から相談支援業務や面接技術等についてOJTとして学ぶとともに、OFF-JTとして社会福祉主事任用資格を通信教育で取得し、住まいの専門家としての宅地建物取引士の資格取得のため資格予備校への通学、また高齢者の相談が多いことから介護福祉について学びを深めるため、介護初任者研修を受講してもらい、居住支援の専門家を育成する（③人材育成事業）。 【具体的な目標数等】①相談事業は、青葉区二日町4・26・102の法人事務所に看板を設置し、パンフレット・HP等で開設した旨を広く広報する。②転賃事業については、マンション世帯用住居を25部屋（男子20室、女子3室、母子等2室）を確保する。③人材育成事業については、新規雇用スタッフ5名が全員が社会福祉主事任用資格を取得し、宅地建物取引士については既存、新規雇用スタッフ合わせ8名中2名の合格、また介護初任者については、新規雇用スタッフ5名中5名の取得を目指す。	1つ目の①相談事業「（仮称）コロナ禍なんでも相談・居所支援窓口」の開設については、採択後1か月で法人事務所に窓口開設を目指す（2021年4月1日～）。 2つ目の②転賃事業については、採択後2か月以内の開設を目指す（2021年5月1日～）。 3つ目の③人材育成事業については、採択後1か月以内に5名を新規雇用し実施する（2021年3月1日～）。

IV.事業実施体制

(1)メンバー構成と各メンバーの役割	事業統括責任者：立岡学（理事長） ①相談事業責任者：佐藤岳彦（住居支援課長） ②転賃事業責任者：佐藤岳彦（住居支援課長）、白鳥貴寛（一時生活支援課長） ③人材育成事業責任者（OJT）：佐藤岳彦（住居支援課長）、茅野風歌（住居支援課係長）、白鳥貴寛（一時生活支援課長）、小林由美子（更生支援課長）、遠藤泰行（日常生活支援住居施設「愛子ハウス」施設長） ④人材育成事業責任者（OFF-JT手配担当）：高崎弥生（総務企画係長）、堀井健一（総務企画スタッフ）
(2)他団体との連携体制	①相談事業については、生活困窮者自立支援法の自立相談支援窓口（仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」）の受託法人である一般社団法人パーソナルサポートセンターと連携する。②転賃事業については、協力不動産事業者である合同会社PSCプラス、有限会社北山不動産商事、有限会社オレンジハウス、ウイニーズ株式会社と連携する。 ③人材育成事業（OFF-JT）については、社会福祉主事任用資格は全国社会福祉協議会の通信教育、宅地建物取引士資格については資格の学校TAC仙台校へ通学、介護初任者資格については、三幸福祉カレッジかニチイ学館、EDC医療福祉学院へ通学する。

(3)想定されるリスクと管理体制	<p>想定されるリスクについては、①相談事業について対面相談においてはビニールシートやアクリル板、手指消毒、換気等の感染対策をとり、電話やオンライン等の非対面の相談手法も活用する。②転貸事業について、物件確保等のリスクは感じていない。ただ最低でも20部屋を確保しないと居所喪失者への住居提供が滞るというリスクがあると感じている。入居者向けにはWi-Fi環境を整え、オンラインによる安否確認や生活相談の体制をとることで感染症下でも円滑な支援提供を目指す。③人材育成事業では、新規で雇用スタッフ5名を確保しても、支援業務は見えている・思っている以上にハードな業務であるため、何名か1年後に退職せずに残ってくれているかという点のリスクは感じている。</p>
-------------------------	---

V.関連する主な実績

(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無			
コロナウイルス感染症に係る事業			
①本申請事業について、コロナウイルス感染症に係る助成金や寄付等を受け活動を実施している(予定も含む)	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その詳細
②本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない	無 <input checked="" type="checkbox"/>	※有の場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携の実績			
<p>再犯防止の効果的取り組みを全国に波及させるための調査研究報告書(2019年赤い羽根福祉基金助成事業) https://www.onefamily-sendai.jp/pkobo_news/upload/386-0.pdf 保証人のいない福祉制度対象者が、円滑に福祉制度を利用できるよう保証人の代替の仕組みを検討する事業(2019年日本郵便年賀寄付金助成事業) https://www.onefamily-sendai.jp/pkobo_news/upload/382-0.pdf 日常生活支援付き無料低額宿泊所の実践事業(2018年独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業) https://www.onefamily-sendai.jp/pkobo_news/upload/258-0.pdf</p>			